

## 神戸市公立大学法人会計監査人選定検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 地方独立行政法人法第36条の規定に基づき、神戸市長が神戸市公立大学法人の会計監査人を選任するにあたり、「神戸市公立大学法人会計監査人選定検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 会計監査人の選定について、その内容や検討の方法に関すること。
- (2) 会計監査人の審査に関すること。
- (3) 会計監査人の再任に関すること。
- (4) その他会計監査人の選定検討に関して必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、5名の委員とし、市職員及び有識者をもって構成する。

### (委員)

第4条 委員は、有識者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 会議は非公開とする。

### (持ち回りによる審議)

第7条 緊急その他の場合で会議を開くことができないときは、委員会を招集せず、議案の持ち回りにより審議することができる。

- 2 前項の場合には、次回開催時において、その結果を報告するものとする。

### (守秘義務)

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画調整局産学連携推進課において処理する。

### (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。
- 2 令和5年3月31日までの間は、第8条中「企画調整局産学連携推進課」とあるのは「企画調

整局企画調整課』とする。